

議員提出第3号議案

義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の改善を図るための、
2018年度政府予算に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年7月7日

提出者

中 島 謙 二	高 橋 雅 彦	遠 藤 力 一
白 石 恵 子	尾 村 利 成	田 中 八洲男
原 成 充	森 山 健 一	須 山 隆
平 谷 昭 咲	岩 田 浩 岳	藤 原 常 義
山 本 誉		

(別紙)

義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の改善を図るための、
2018年度政府予算に係る意見書

明日の日本を担う子ども達を育む学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子ども達の豊かな学びを実現するためには、教職員定数を改善し、教材研究や授業準備、子ども達と向き合う時間を確保することが重要である。また、加えて、教職員の長時間労働のは正が喫緊の課題となっており、そのためにも定数の改善が急がれる。

現在、いくつかの自治体においては、独自財源による定数措置が行われている。島根県においても様々な教育課題に対して、「にこにこサポート事業」、「クラスサポート事業」、全小中学校の35人学級の実現など、独自の定数措置が行われているが、地方の独自施策に任せただけでは、子ども達にとって決して十分な教育環境は実現できない。

また、増える一方の研究、研修、実践等の取組や部活動対応など、勤務時間外に業務を行わざるを得ない状況も生じている。このような現状の改善のためには、教職員の定数改善などの抜本的施策が必要である。

国の施策として定数改善に向けた財源保障が行われ、子ども達が十分な教育を保障され、学びを深め、生きる力を育んで行けるよう教育環境を整えるのは政治の責任である。

こうした観点から、2018年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く求める。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数を十分に確保すること。
- 2 子ども達の教育環境改善のために、計画的に教職員定数の改善を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
文部科学大臣